



連赤軍と連合赤軍の問題

全国のプロレタリアート・労働大衆諸君へ

よど号ハイ・ジャック公判斗争から塩見は放逐された。ハイ・ジャック公判斗争は川島、上原、高原各同志、支援グループそして我々によつて今新たに段階へ登り詰めようとしている。これまでの公判斗争の成果を受け継ぐとともに、八二一公判での塩見と地裁合作による職權分離、統一公判破壊策動を糾弾し、地裁一檢事の逆転判決攻撃を粉碎し斗い抜かれようとしている。

我々はこのハイ・ジャック公判斗争を、日帝の朝鮮侵略反革命戦争と対決し、抑圧民族たる我々の実践的自己批判の斗いとして押し上げ、もつて朝鮮人民と連帯しうる内実を獲得し、プロレタリア国際主義の赤い炎を燃えたせることだらう。そして、ハイ・ジャック斗争の内に生まれた七〇年「國際根據地」路線、国外逃亡—朝鮮人民利用主義の傾向が、まさに旧同盟の小ブルジョア急進民主主義の路線的破綻を物語るものであり、旧同盟の総括—自己批判の斗いとして、真にマルクス・レーニン主義のプロレタリア革命路線を打ち取る斗いとして、その実践的克服を目指し我々は斗う決意である。

一方、放逐された塩見とその一派は、この旧同盟の小ブルジョア急進民主主義にしがみつき、これまでのテロリズムを一転して経済主義として延命させ、居直りと自己保身を全面に我々の体系的地下非合法党建設の斗いに姑息にも敵対してきてくる。

全国のブルジョア急進民主主義分子、我々はこの反動的な小ブルジョア急進民主主義分子、塩見一派を叩きつけ、全階級戦線から一掃する戦場として、よど号ハイ・ジャック公判斗争を統一被告団各同志、支援グループの友人達とともに更に革命的に引く決意である。

塩見一派を叩きつぶせ！

小ブルジョア急進民主主義＝塩見一派と我々は当初同じ地平から出発しつつも、今や全領域に渡つて決定的なまでに相違、対立し、熾烈な党派斗争を不可避のものとしている。69年7・6に於いて、共にブント連合派との党内一分派斗争を斗い抜き、前段階武装蜂起の勝利を目指し同盟赤軍派を結成していくかつての同志が、現在完全に別個の道を歩み、党派斗争を展開しているわけである。しかし、これは決して悲しむべき性格のものではない。それは歴史の發展法則に即した必然的結果なのであり、塩見流に言うならば「一が分かれて二になつた」結果なのであり、迂余曲折しながらも真に前衛たらんと欲す革命政党にとり不可避の発展行程なのである。旧マルクス・レーニン主義に立脚したプロレタリア单一党を建設する一大試金石と位置付け、ただ失意に打ちひしがれる事なく自らにム

チ打た、党的責任を果すべく敢然と連赤問題に立ち向かったのであつた。

しかし旧同盟議長塩見とその一派は、連合赤軍問題を一切連赤指導部の反動化にその根拠を帰因させ、森氏に全責任を転嫁し、居直りとペテンで塗り固めた連赤総括と、その「しめぐくり」を宣言し、ノロレタリア。労働大衆を一大ペテンにかけんとした。

まさに連合赤軍問題の内に写されていた旧同盟の小ブルジョア急進民主主義の路線的破綻を完全に陰営し去り、それを反動的に固守することをもつて、12名の同志を利用したでたらめな連赤総括をなさんとしたのである。それは当然にも我々の猛反撃に相応し、現在的には最早完全に破産を宣告されているのであるが、しかし塩見一派は尚且つ、その破産を陰営し大衆的に連赤総括の「しめぐくり」をなさんとする。31集会を企図したのであつた。ここに於いて塩見一派と我々との間で決定的分岐が鮮明になり、分裂が決定づけられたのである。そしてそれはどちらが連赤問題をその党的責任に於いてなじ切らんとしているのかを公然とプロレタリアート・労働大衆に聞かう斗いであった。

我々は連赤総括を森指導部にのみその誤まりを切りちぢめ、旧同盟の路線的検証を放棄することは絶対に正しくないと考える。明らかに連合赤軍は旧同盟の延長線上に位置していたのであり、そここのところをしつかりと認識することこそが連赤問題の正しい解決に向かに連合赤軍は旧同盟の路線的検証、総括—自己批判を抜きにした連赤総括など「総括」と言えた代物ではなく、ウソとデマ。居直りと自己保身のシニティ。作為的作り物以外の何ものでもないと言ふことである。

かかる「総括」に腐心する塩見一派の反動的性格は、今や満天下に暴きあたれてゐる。しかし塩見一派はまだそれにこりず、尙一層自己の小ブルジョア急進民主主義を純化させ、最早救いようのないズブズブの合法主義、大衆運動主義、はじて右の小ブルジョア急進民主主義たる経済主義の泥沼へと突撃してゐる。職業革命家を中心とする中央集権の地下非合法党建設に恐怖し、「寄せ場に秘密細胞を作る」と称し非合法党建設を放棄した塩見一派。「七〇年代革命勢力」などと被差別大衆を持ち上げ、「階級依拠路線」なる針の下に下層プロレタリアートの斗いに助長根性丸出しに、依拠と称し溶解してゐる塩見一派。かかる塩見一派には最早一片の存在価値すら有さず、否、プロレタリアート・労働大衆にデマリ、我々の体系的地下非合法党建設に敵対してきてゐるといふことに於いて、

我々は、かつて共に斗つた同志として固く決意した。赤軍派一章合赤軍が死を賭して戦い取つてきた成果—遺産を食いつぶす前に、塩見一派の死水をとつてやり、一刻も早く歴史のくずかごへ葬り去つてやらねばならぬと。それがせめてもの我々の「友情」というものであろう。同じ誤まちを二度と繰り返してはならないのだ。連赤は悲劇として終わつても、塩見一派は茶番としてしか終わらぬのだ。

武装し戦う非合法党を建設せよ！

我々は今、党建設の才一段階を着実に登り詰め、マルクス・レーニン主義のプロレタリア革命路線で轟打ちされた武装し戦う非合法党を戦取しつつある。全国政治新聞『革命通信』と理論機関誌『マルクス・レーニン主義』の発刊は、その着実な前進の証しであり、それを通し大胆なまでにプロレタリアートに「生命」を吹き込み、プロレタリアート独裁—共産主義革命の勝利を更に確実なものへと押し上げつつある。

我々は、この3年にも及ぶ長く苦しい連赤総括一路線斗争の中から、自らの基本路線をもつのスローガンとして確立し切り、プロレタリアート独裁権力を打ちたてんと勇躍進撃を展開した。

当然にもそこに於いて我々の出発点をなしたものは連赤総括であり、又それは、旧同盟の総路線の全面的検証、総括—自己批判を不可避の一行程としていた。我々はそれを①連赤総括論争の更なる深化と、②資本主義批判を深める事によつて、③旧同盟の小ブルジョア急進民主主義を清算し、マルクス・レーニン主義のプロレタリア革命路線を獲得すること、④そして日本に於けるプロレタリアート独裁—共産主義革命を真に担うるプロレタリア单一党を、職業革命家を中心とした中央権の武装し戦う非合法党を建設すること、と明確に指定し、それに具体的に着手したのである。

連赤総括に於いては森氏の立場に立つた総括を行ない、森氏への責任転嫁、12名の同志達の利用主義を許さず、ましてその反動的「しめくくり」には断固対決し、粉碎すること。資本主義批判に於いては、プロレタリアートの社会革命の不可避性、即ち生産過程に於けるプロレタリアートの反抗の不可避性を論理だて証明し、共産主義を措定するものとして深化させんとしている。(それは『マルクス・レーニン主義』オ2号に於いて体系的に展開される筈である)しかしながら塙見一派は、でたらめな連赤総括と、その反動的「しめくくり」。資本主義批判に於ける直接的生産過程＝工場内でのプロレタリアートの奴隸状態の暴露と、いわば資本主義の結果たる搾取、抑圧と斗うといふ小ブルジョア的資本主義批判。更には旧同盟を反動的に固定化し、「ブンド赤軍派の主要側面としてのプロレタリア性、マルクス主義性」と賛美し、路線的検証—総括を拒否し、居直りと自己保身をもつて武装し戦う非合法党を目指す我々に敵対してきているのだ。彼らは大仰にもデマ新聞『赤軍』9・10合併号に於いて、わざわざ実名と組織名を並記した「除名宣言」と「掃滅」をのたまふ、我々を「新清算主義」と中傷し、デマを吹きまくつている。勿論そのひとつが我々を落とし込めるためありもしない事をさも本当かの如くネッ造したデッチあげのまがいものなのであるが、だからとひつてかかる犯罪的行為が許されて良いはずがないのだ。彼ら塙見一派は真底腐り切つた反動分子であり、革命勢力を敵権力に充り渡すことを何とも思わない度し難い合法主義、通敵分子の腐臭団子集団である。かかる反動・通敵分子＝塙見一派を最早一刻の猶予もなく粉碎しなければならない。

帝国主義国内での武装し戦う非合法党建設と、前人未踏の歴史的事業の端緒についた我々にとつて、権力＝政治警察との激しい攻防戦を内に抱え、一方で経済主義者＝塙見一派と党派斗争を開く。勤労大衆をあざむくベテナム的言辞にすぎない。それらは彼らの綱領である『一向綱領草案』の中に於いて端的に表現され尽してゐる。(『一向綱領草案』批判、その解党主義、合法主義、民主主義者ぶりについての暴露は、『マルクス・レーニン主義』創刊号山県論文を参照。)そしてそれにも増して彼らの現実の言動が非合法党建設などとはおよそ縁遠い合法主義であることを物語つてゐる。

党派斗争の本質を陰鬱する塙見一派

小ブルジョア急進民主主義＝塙見一派と明確に袖を分かつた我々は、自らの内に孕まれた小ブルジョア急進民主主義を徹底的に一掃し、眞にマルクス・レーニン主義に立脚したプロレタリア革命路線を獲得すべく、確実にその才一歩を踏み始めた。そしてそのことは、赤軍派の一切の誤まりを連赤森指導部に転嫁し、そうすることをもつて旧同盟の路線的検証、総括—自己批判を拒否し、小ブルジョア急進民主主義を反動的に固守し、更に一層純化せんとする塙見一派と、自己の決定的優位性を刻印していく斗いの原点であつた。

これに対し塙見一派は、「必然的到達点」論でもうてブンドー

赤軍派を全面清算し」といふと我々を批判する。こんなデマと中傷には誰れも欺されないが一応ことわつておくと、我々はブンドー赤軍派を全面清算したおぼえは毛頭ない。その内に孕まれていた小ブルジョア急進民主主義思想を徹底して清算し、眞のマルクス・レーニン主義で武装すると言つてゐるのである。それ故、連赤の悲劇を根底から自己切開する立場を放棄し、尙且つ連赤の中でも森指導部に全て批判を集め集中し、赤軍派と連合赤軍を完全に切り離した、でたらめな「連赤総括」を行なつて平然としているのである。逆に塙見一派こそ、我々に「新清算主義」と決めつけつつ、徹底した無総括、無検証であるが、総括は断絶してゐるという珍腐な結果が導びかてしまう。

いずれにしろ彼らは、総括—自己批判を通しマルクス・レーニン主義を獲得せんとする我々がにくくてたまらず、赤軍派まで批判す

るのは許さない、と我々にありとあらゆるヒボウ・中傷をもつて攻撃を仕掛けてくる。我々に対し、「反革命」だの「転向」だのと称し、許すべからざるデマを吹聴している。しかしこの事は逆に、彼

2.6 H. J公判に於ける塙見の上原同志殴打に對して言つた「権力の全面であろうが、傍聴大衆の全面であろうと關係なく、一発おみまいしてやつた」と言う底無しの、そして許し難い反動的言辭。

7.8公判での川島氏に對する襲撃、更には8.21公判に於ける我々への襲撃と、その過中で吐いた「地裁であるうとどこだろうと、やる時はやるんだ」(酒井)と言つようような主張は、まさに権力に武装解除したうえで非合法党を目指す革命勢力に襲撃を仕掛ける許し難い反動、度し難い合法主義であり、尚且つ「非合法党建設一党的武装陣型の強化」などとはチャンチャラおかしい笑止千万、抱腹絶倒のペテン的言辭である。

我々は、武装し戦う非合法党建設を押し進める中で、政治警察との攻防戦を斗いつつ塙見一派との党派斗争に断固勝利する。権力＝塙見一派「連合戦線」との正面戦争の勝利を、武装し戦う非合法党建設をもつて應え切り、反帝、反社帝のプロレタリアート独裁—共産主義革命の勝利の大道へ。

らと我々との党派斗争が一体何を巡って生起し、展開されているのかを、それこそ必死になつて陰幣しようとしているかを端的に表現している。即ち党派斗争の本質が、党建設を巡る二つの道の斗争であるといふ事実に対する、恐怖の表われなのである。それ故、路線斗争であるといふ事実を陰幣して、論争を放棄し、ただ我々の政治的權威を失墜させるためにのみ狂奔するのである。我々は何度でも、暴いてやろう。塩見一派との党派斗争の核心は、路線論争であり、党建設を巡るそれである、と。

H・J公判斗争の革命的前進を克ちとれ！

我々は現在、塩見一派との党派斗争のオ一の戦場として、よど号ハイ・ジャック公判斗争を權力II政治警察と一方で対峙しつつ斗争を開拓していく。

我々は、H・J公判斗争の持つ革命的意義をしっかりと確認するとともに、このH・J公判斗争を自己の日和見主義の方針を貫徹せんがために統一公判の破壊を自論んできた塩見を完全に放逐し抜き、地裁一検事の逆転判決策動を粉碎して斗い抜く決意である。

そもそもよど号H・J公判斗争は、高原・上原・川島各同志と塩見の4名でもつて統一被告團を形成し斗わってきたものである。そして、これまでの公判斗争を展開する中で、地裁一検事を完全に追いつめてきた。公判斗争での地裁一検事側との対決点はオ一に、地裁一検事問題であり、オ二に、金浦空港問題、オ三に保釈問題である。統一被告團は、これら三点の対決点を公判の過程に於いて勝利的に展開し、地裁一検事を追いつめてきたのである。（詳しくは『被告團声明』1号参照！『革命通信』創刊号に掲載）

しかし塩見は、この8月21日の公判に於いて、地裁に対し公然と他の3名と政治的立場が異なることを理由に、分離を哀願し、統一被告團一統一公判から脱走・逃亡することを宣言した。そして塩見はこの脱走、逃亡劇を、自己の本音をうまく陰幣しつつ成功させたために、配下の提燈持ち酒井、菅田、南等と言つた脆弱分子を動員し、我々に腰の入らぬフヤケきつた襲撃を仕掛け、「内ゲバ状況」を作りだし、それをもつて地裁に職權にて分離しやすいよう演出したのである。全く芝居好きの塩見とその一派にしては出来すぎた茶番劇であった。

当然にも地裁一西川は、これまでの追いつめられた關係を逆転する突破口にせんと早速翌日にも職權分離を強行した。

かかる事実は一体何を物語るか？それはたとえ如何に塩見やその一派が事実を陰幣し、大言壯語しようとも、明らかに地裁一検事の利害と塩見一派の利害とが一致したものであり、その上にたつて仕組まれた三文芝居の茶番劇以外の何ものでもないといふことだ。彼らは自らの後めたさ故に、自己の行なつた一切の反動的所業を我々になすりつけ、排外化することを通じ、少しの間だけでも心のやすらぎを得ようと我々が彼らに批判するべき内容をこともあろうに我々に対し、デマ新聞11号に於いて、紙面いっぱいにうめ尽してゐる。一番最後の壳名行為もはははだしくてかい字で本名を印刷した塩見の『声明』など、真実を知り、塩見の本心を見抜いている者には笑いころげてしまふ七軒八倒ものである。塩見に言わせると、地裁一西川の職權分離を導いた一切の責任は「新清算主義の統一公判と革命運動からの脱走」にあるのだそうだ。そして我々への襲撃しばしあいた口がふさがらなかつたものだ。何と大胆な！我々は「内ゲバ状態」創出については、この「脱走」に対して「極めて正当なる整風運動の發動を引きおかざるを得なかつた」のだ、と開き直り、事実の陰幣に翻弄となつてゐる。そして実際は思つてもしないのに政治的判断から、職權分離に対し、「粉碎する」だの「糾弾する」だのと見えずいたボーズをとつてゐる。

しかしこの塩見のデマとベテンなど、何も知らない者ならともかく、我々や、この間H・J公判に少しでも関心をもつて見てきた大

衆には全く通用しない代物である。そして我々の適確な反論によつて、その化けの皮が一枚一枚はがされ、塩見一派の政治的評価を増々下落させてしまつてゐる。塩見一派は早くこの事実に気付くべきである。

大体地裁一西川による職權分離攻撃を導いたのが「新清算主義者」である、などとよく言えたものだ。それでは何故8・21公判に於いて塩見は公然と地裁に分離を願い出たのか？そんな事実はないと思ふ。直るのか？どっこい、そうはいかない。8・21公判での塩見の分離哀願は我々がこの耳でしつかりと聞いてゐるし、我々のみならず傍聴にきた多くの支援グループの諸君も皆確認しているのだ。そしてそれに増して職權分離攻撃を仕掛けた地裁一西川自身も、しつかりと耳にした公然たる事実なのだ。西川は、この塩見の分離哀願を受けた職權で分離を決定したのである。かかる事実は、いくらデマとしても陰し通せるものではないと言うことを意味している。

そして我々は更に徹底して、塩見一派のベテン的大衆的暴露を無慈悲に貫徹していく決意である。

よど号H・J公判斗争は、この反動的居直りの日和見分子II塩見を統一被告團一統一公判斗争から叩き出し、地裁一検事の職權分離攻撃をもつてする一挙の逆転判決策動を粉碎する新たな段階に突入した。

職權分離後初めての公判が、東京地裁に於いて10月16日開催された。これは塩見を除外した高原・上原・川島各同志の統一被告團に對して行なわれたものである。我々はこの10・16公判に於ける方針を、地裁一西川の職權分離決定彈刻・塩見の脱走・逃亡・糾弾と指定し、獄中・獄外貫いで貫徹し抜いたのである。

被告團各同志の内、獄中の高原・上原兩同志は、獄中にあつては最もきつい斗争戦術たる出廷拒否をもつて、職權分離決定を弾劾し、獄中・獄外貫いで貫徹し抜いたのである。

被告團各同志の内、獄中の西川に対し、激しく「分離弾劾・塩見糾弾」の抗議を集中し抜き、その中で西川はいたたまれず、わずか30秒足らずで閉廷を宣言し、あくまで分離弾劾・塩見糾弾の原則を貫徹すべく、出廷拒否で斗争し尽されたのである。

まして我々が、かかる權力の集中攻撃をばねのけ敢然と斗い抜いている時、塩見とその一派は一体何をしていたのか？塩見は東拘で昼夜をしていたのだ！そして「ツヨガリオユウノモイマノウチ・シンセイダトウ」という子供じみた恫喝のつもりの電報を高原氏に打つてきただのである。更に塩見一派は、当日塩見一子が、他の公判へ証人として出廷することになつていたため、その防衛隊とともに地裁に來ていながら、分離公判糾弾斗争を行なうボーズすらみせず、逆に我が部隊に罵声をあびせると言つた行動をとつたのである。

（勿論、我が部隊の勇猛果敢な姿に恐怖に打ちひしがれ、顔面創白、顔をひきつらせながら弱々しく、我々の圧倒的な脱走糾弾の声に對応せんと、のどをつまらせながらつぶやいただけである。そもそも我が部隊に、不運にも遭遇してしまつたのが塩見一派の運のツキであった。）

ここにも塩見一派の実際の姿が端的に、且つ余すところなく浮き彫りにされている。実は彼らが分離公判に糾弾する意志など毛頭なく、むしろそれを喜こんで受け入れるつもりである、といふことが、もつたいぶつた塩見の『声明』等の「分離攻撃粉碎」なる主張が、

全く他人を欺すための塩見とその一派の得意の茶番的ボーネズにすぎないということを彼らは10・16公判に於いて、大衆的に自己暴露したのである。

塩見一派は、10・16公判に於いて一体何を期待していたのか？そして公離公判によつて何を得ようとしているのか？

塩見とその一派は、被告團が公判に応じることを期待していたのである。そうしたなら、被告團に對して地裁と結合して分離公判をやつたと批判し、それで仕方なしに塩見も分離公判に応じるのだという形に持つてゆこうと目論んだのである。こうすれば、分離公判の責任を地裁—西川の職權分離攻撃と結合した被告團に転嫁できる事実ネッ造がなし切れると思つたのである。しかし被告團の出廷拒否斗争と我々の「分離彈劾・逃亡糾弾」のつきつけによつて、その浅はかな目論見は完全に粉碎されてしまった。これによつて彼らは方針變更を余儀なくされてしまった。当初より予定していた塩見の大菩薩破防法公判への併合申請の時期が、また遅れたわけである。塩見は、統一被告團が10・16分離公判に出廷すると見込して、11・12と13に開かれた大菩薩破防法公判に併合を申請しようと考へていたのである。そして、その筋書きを弁護團や救援戰線の諸君にもらっていた。そして、「それでは『声明』であれだけのことを言つてしまつた以上、あまりにもひどすぎるのではないか？」といふ当然の疑問に對して「当初からの予定通りだから問題ない」と聞き直つていたのだ。しかし、10・16公判での被告團の出廷拒否斗争の貫徹によつて、もうくも「当初の予定」が狂つてしまふ、大菩薩破防法公判への併合も申請できなくなつたのである。

しかし、塩見の基本戦略は分離公判にあくまでもある。それは統一公判では実行できない日和見主義を実行するためである。

田宮氏たちは、赤軍派の「國際根拠地建設」の自己批判的統括を通して、マルクス・レーニン主義、日本革命に対する自力更生とそれを踏まえた朝鮮人民に対するプロレタリア國際主義の立場を獲得している。塩見とその一派は、このことを利用して、「國際根拠地建設」論が小ブルジョア急進民主主義の方針であり、日本革命に對しては国外逃亡であり、朝鮮人民に對しては利用主義であったといふ事實をどまかしている。日本人民に依拠して自力更生で日本革命をなし、それによつて朝鮮人民に連帯するといふマルクス・レーニン主義とプロレタリア國際主義の立場を確立できなかつたのである。

塩見とその一派は、到底通らぬため、塩見は分離公判を基本戦略として様々な浅薄な策を弄し、分離すること、その責任一切を他の各同志に転嫁せんとしたのである。しかし、かかる許し難い所業が成功するはずがないのだ。

塩見の「降伏」パンフの階級的位置と我々の態度

塩見は、最近、我々の批判、被告團声明に耐え切れず「降伏」パンフを発表した。塩見一派と我々の党派斗争の位置と性格が、プロレタリア階級・人民に理解され、彼等と我々の総括一路線斗争の内容の全てが明らかになりどちらに正義があり、どちらが急進民主主義を反動化させているのかが判明し、塩見一派への指弾が大衆的になるにつれて、更に塩見一派の内部矛盾が激化し、ついに塩見がいたまれず絶表したのがこの「降伏」パンフである。我々を「反革命」だとか、「転向」だとかのデマで大衆をだまそうとする塩見一派のデマ政治が大衆的に粉碎され、九・三〇プロックからすらも放逐されてしまつた塩見一派は、最近、連合ブント構想反対だとか、塩見一派の再建リオ三段階論を展開し、まごうことか、プロ武斗共斗と称していく。三〇プロックを民主主義派と規定し始めた。正にこのことは、彼等の路線がいつたい何んであつたのかを如實に示すものであり、その破産を認めたに他ならない。この様な外の目をおおぶべき悲惨な状態に耐え切れず更に我々の追撃におびえた塩見

の白旗」「降伏」の背景が以上であるのだ。我々は、塩見が「我々は我々の道を行く、君らに信念があるなら君らの方法で好きにやれ」だとか「以降、君らへの批判をひかえる」（同パンフ）などと言つた泣き事を聞く耳を持たない。何故、我々が塩見一派との党派斗争を重視しているのかを全く理解できない塩見とその一派に言明しておこう。君らとの党派斗争こそ、連赤敗北を歴史的画期とする旧同盟の総括論争に階級的決着をつけることであり、我々の総括の自己のに他ならず、プロレタリアートと党に責任を持つぬ投機分子の反階級的上通敵行為を我々は絶対に許さない事。そして、君らと我々批判的貢徹なのだ。君らは、自己の言辞に對して責任を持つべきであり、口先の強がりは、君ら自身の階級的性格を増々鮮明にするものに他ならず、プロレタリアートと党に責任を持つぬ投機分子の反階級的上通敵行為を我々は絶対に許さない事。そして、君らと我々からこそ、我々はこの斗争を非妥協的斗争へ貢徹。勝利し抜くのである。塩見の「降伏」パンフは、被告團声明を全く批判できず、あたかも自分（塩見）が言つていいた事等をいいくるめ、逸角、塩見の保釈を高原氏が妨害していいるから統一できないと言つているに過ぎない。この様な高原氏や上原氏へのデマを一日も早く改めるが良い。

「良心のかがり火」（前田祐司氏パンフ）の中で上原同志がいつ、デマゴークへの転落は別として、我々は、塩見一派の「降伏」に対して宣言する。塩見をH・J統一公判から放逐することを。そして、日同盟総括論争の決算をかけて、塩見一派を全階級戦線から放逐する。

我々と統一被告團は、日和見主義者と塩見とその一派をH・J公判斗争から完全放逐し、これまでの公判斗争で斗ひ取つてきた一切の成果を受け継ぎ、公判斗争を今後も地裁一檢事の逆転判決策動と政治警察の弾圧攻撃を敢然とねのけ、粉碎して斗つていく決意である。10・16公判に於ける獄中同志の出廷拒否斗争と、我々による地裁及び塩見とその一派に對する「分離彈劾・逃亡糾弾」の鋭い指弾の斗ひは、その斗ひの雄叫びであり、赤々と燃えをぎる我々の固き決意のほとばしりであつた。そして必ずや、この地裁一檢事に對する斗争にも勝利する。眞にマルクス・レーニン主義のプロレタリア革命路線の獲得と、それに基づいた中央集権の体系的地下非合法黨一武装し戦う非合法党建設を克ちとるため。そして日本に於けるプロレタリアート独裁—共産主義革命を勝利に導くために。

スローガン

☆経済主義、テロリズムの急進民主主義を清算し、マルクス・レーニン主義のプロレタリア革命路線を獲得しよう！

☆反スタ・マルクス主義を揚棄し、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想の反帝・反社帝の総路線を獲得しよう！

☆日米安保体制を粉碎し、日本帝国主義を打倒し、米帝国主義を放逐し、プロレタリア階級独裁を樹立し、社会主義を建設し、共産主義を實現しよう！

☆「日共」宮本一派、社会主義協会、カクマル等の修正主義、社会帝国主義集団を打倒し、日本プロレタリア階級のマルクス・レーニン主義党を創建しよう！—武装し戦う非合法党を建設せよ！

☆世界の民族解放斗争を支援しよう！

☆米ソ二大帝国主義のアラブ・パレスチナの侵略、分割戦に反対し、イスラエル・シオニスト、アラブ反動派と闘うアラブ・パレスチナ人民を支援せよ！

☆米ソ二大帝国主義のアラブ・パレスチナの侵略、分割戦に反対し、被打倒の民族民主革命、在日朝鮮人の民主的民族的権利のための斗争を支持せよ！

マルクス・レー／＼主義の下、労働運動の革命的前途を占めよ！

インフレと不況の亢進の中で斗われた今七五春斗は、政府・資本家階級の敷いた「五〇ガイド」の枠を一步も打ち破れず、完敗に終つた。今春斗が「昨年実績プラス戻」という春斗・賃上げ構造を根底から突き崩し、「雇用問題」を基底に不可避の敗北を結果としたことは、多くの人達の指道を待つ迄もなく、戦後日本型労働運動の総破壊を意味するものであり、現在その総括をめぐつて、労働戦線再編問題が再びその頭をもたげてきている。

今次春斗の敗北について総評・民同指導部は、「われわれは昨年の定期大会で国民春斗の継続・発展を、この一年間の斗争の主要戦略とすることを決定した。しかし、われわれの中にあつて、国民春斗についての理念的意識統一、組織論、運動論そして資本の新らたな戦略である不況政策での国民春斗の把え方についての意識統一が欠けていたと考えざるを得ない」（総評五〇回大会に於ける大木事務局長の総括提起より）と不況下に於ける春斗路線の戦略的視点の弱さを自己批判している。しかし彼等は、今次春斗をかけ引きの上の敗北としてのみ把え、その克服については何も語らず「われわれ自身の主体的力量をいかに高め、強めていくかと言うことと、国民春斗の戦線を拡大・強化し実態ある形の運動をしていくことだ」（同 市川議長挨拶）と開き直り、「国民」春斗路線の戦略的正しさを、事あるごとに強調し七六春斗以降の基調であることを述べている。この様な総評・民同指導部の無総括、開き直りこそ、七六春斗の総破壊を既に決定づけていることは言うまでもなく、階級調和・階級屈服を加速度を増して転がり落ちていくことしか意味しない。

今次春斗が、地方自治体の財政危機、雇用問題をベースに敗北の構図を描き出し、三・二七統一ストを期のぼること十日前にブルジョアジーの頭目・桜田をして「七五年春斗の賃上げは一五%以下を実現することに成功した」と勝利宣言を発せしめた根拠を、我々は化していかねばならない。

七五春斗総括の核心

一九五五年の八単産共斗以来二〇年、日本の労働運動はおおむね「春斗」という特殊な賃金斗争の下にその基本的機能を固定化させてきたが、それはその間の日本資本主義の「高度経済成長」の中にあって独占資本の高利潤の一部の配分にありつくかどうかという分配斗争であつて、「労働力不足」という条件下で基幹産業部門の賃上げ水準が社会的相場となつて波及することがこの春斗方式の客観的意義であった。しかし、七四年末から七五年にかけての「ストーカー・ヨーロッパ」という資本にとっても危機的な経済環境の下では、旧来の春斗を支配していたメカニズム・高度経済成長を続ける資本の蓄積構造に従属した一種の安定装置の役割を果してきたりは、そのままの形では作用し得ないのは当然であり、生身の労働者に直接的に労使間の利害の対立が吹き荒れ、階級闘争が表面的に立ち表われ、資本の攻勢の前に完全敗北をせざるを得なくなつたのであり、政府・資本の不況政策によつて「外堀を埋められた」などと言つた政策上の対応の問題などと言つた問題で本質を解決することは出来ない。正に、「全国全産業最低賃金制の確立」と言つた「国民」春斗路線の目玉要求を前面に押し出して、斗われんとした三・二七統一ストが「首切りか、賃上げか」を政府・資本から付きつけられた時、これらの斗いを階級的視点から再検討し得ず、一切の要求を

引き降し、「雇用保険法」の法制化を唯一の妥結点として、斗争を収約せざるを得なかつた総評・民同路線・春斗構造の破壊そのものを労働者階級に指示してゐる。つまり今春斗の敗北は、五〇年代から六〇年代前半にかけて形成された「日本の組合主義」の独特の運動・①春斗方式としての賃金斗争を高度経済成長の局面に照応した設備投資・合理化・近代化とその代償としての一定の賃上げの獲得、②経済主義的組合活動を軸にした労働者の政治斗争と経済斗争の分離、政治斗争は社・共を中心とした圧力的街頭行動と社会党場反対斗争の日常的な下からのつき上げと首切り反対斗争の調停という構造の中での企業別組合の連合体としての総評・民同運動の本質的欠陥を余すところなく暴露した結果だつたのである。すなわち「日本の組合主義」が根本的には合理化と賃上げの取り引き構造として又、日本資本主義の帝国主義的発展。強化それに伴う国内の帝国主義的再編、産業再編、企業整備として五〇年代を通じて、ほぼ民間大企業の合理化を許し、下級職制の企業側への再編、資本の職場支配の完成を労使運命共同体的資本のイデオロギー的攻撃に屈服し続いている以上、今春斗をめぐる情勢の逼迫に対しても総評・民同路線は、対応策を持たず戦後日本型労働運動の根底的破壊を昼日天下に晒け出したのである。そして「雇用保険法」の成立前に先行的に実施された「雇用調整給付金」制度に、打つ手を持たぬ民間大手御用組合がとびつき、昨秋以降の一時帰休を爆発的にマンエングさせ、春斗をめぐる情勢を労働者階級の利益に転化できず、逆に緊迫させ未會有の敗北を結果させてきたのである。

労働者運動と共産主義の結合を

以上我々は、七五春斗の敗北が政府・ブルジョアジーのあれこれの政策に対する視点の弱さや、運動構造的敗北とのみは把えないとおり、サンジカリズムへと事の本質を隠蔽してしまうことになる。日本帝国主義の高度経済成長の破綻・ヒステック・フレーンショーンの進行の中で、資本主義は行き詰り、広範なブルレタリアートの戦いが形成され、労働者階級的の戦いの革命的高揚、更にはインドンナ完全解放から痛打を受け、動転し国内統治の危機・体制的危機のはじまりの中で今春斗は斗われたのであり、日本帝国主義がブルジョア族惑を維持・延命するには対しては朝鮮侵略・反革命戦争を発動し、国内的には民族主義・社会排外主義への統合を賭けたブルジョアジーにとつてもブルレタリアートにとつても必至の決戦場だつたのである。

我々は、この階級対立の鮮明化、階級と階級の激突の時代を労働者階級の階級的領導の下に意識的に戦い抜いていかねばならない。この体制的危機は、帝国主義にとつての危機であり、同時に労働階級にとっての危機であること、この危機を次の時代の武器に転化することこそ今日問われているのであり、改良的、経済主義斗争に戦術的に戦うことのみを目的化した戦術左翼の「左」翼日和見主義運動をも粉碎し、眞にマルクス・レーニン主義に裏打ちされた労働者階級の前衛政党の領導の下に、「戦争と革命」の時代を切り拓く、ブルレタリア革命路線の下で組織されなければならないのである。

治斗争の延長上の斗争ではなく、ブルジョア階級（国家）とプロレタリア階級独裁をめぐる問題であること、この間の帝国主義の危機と延命に対し激發するプロレタリア階級の斗争を共産主義と結合させ、階級と階級の問題として、プロレタリア階級独裁の問題に質的に転化し、斗い抜いていかねばならないのである。

今秋斗が「雇用問題」と「ストラ」をめぐる斗争として階級対立が鮮明化してゐる中で、「地方自治体財政危機」の中で総評・民間運動の量的核である公務員労働者の斗争を共産主義と結合させ、戦後労働運動の敗北の証しに他ならない。そして「雇用問題」が社外工、臨時工、中小零細企業労働者、季節工、寄せ場労働者の切り捨てを前提とし、「雇用保険法」にすがりついた民間大手御用幹部の危機の延命としてあることも現労働運動指導者達の本質を指示するものに他ならない。にも拘らず、労働者階級の斗争は着実に前進している。我々はこの労働者階級の階級的深部に結合し、以降の斗争を革命的に前進させていかねばならない。

「雇用」をめぐる問題の本質

政府・ブルジョア階級は、体制的危機を労働者階級の危機に転化すべく、「安定成長」時代の夜明けを叫び、資源「節約運動」の名の下に階級斗争の休戦＝労使強調と国益国防の排外主義へと労働者をかりたってきた。昨秋から頭に表われ始めた在庫調整、生産調整は、今春斗以降の大合理化攻勢として立ち表われ始めてゐる。今回不況下に於ける合理化攻勢もおむね①節約運動②時間外労働の規制③余剰人員の再配置④系列・下請けの締めつけ⑤休日振り替え、一時帰休⑥パート、臨時工の整理⑦希望退職⑧解雇の順で進行していった。これに對して総評・民間指導部は、三・二七統一ストを「雇用保険法」の法制化でもつて妥結・収約してしまつた。昨年のいわゆる「弱者救済」春斗時に於て、衆院労働委員会は総評・民間の強力な圧力の下に「雇用保険法」を廃案したといふやうつきのシロモノが、今年の春斗の唯一の獲物であつたのである。

「全国全産業最低賃金制」の確立はあるか、一五%ガイドライ枠内に賃上を押さえ込まれ、昨年見向きもしなかつた「雇用保険法」を捨て上げ七五春斗は收約された。この大敗北を契機に総評・民間指導部は、「雇用斗争本部」を設け、①「雇用保険法による失業給付の日数を六ヶ月延長し給付率を八〇%に引き上げる」②中央・地方に労使、行政機関で構成する「雇用対策協議会」の設置③一時帰休の実施企業に支給される雇用調整給付金制度を解雇と結びつけさせない。という要求を掲げ「雇用秋斗」を提起してゐる。この資本の攻勢に対する総評・民間の後退の攻撃は、日本型組合＝企業別連合組合の組織体質故に、又、五〇年代六〇年代を通して遂行されてきた企業整備＝合理化とOQ・ZD運動の労働協調＝階級協調の効力を武器＝方針たりえない。現在、日経連等は、「終身雇用制度の再検討」をはじめており、終身雇用とくら「日本の慣行」の転換を開始しあじめている。低賃金ながら「終身雇用」とくら雇用形態の中で唯一、生活を支えてきた労働者階級に対して資本の攻勢は増え激化し、合理化の質的転回が開始され、これらの攻撃に対する運動的転換が問われてゐる。企業組合内に於ける若年層（主要には未婚の女性）や、臨時工、パート労働者の首切りを許し、本工組合の最弱点を駆け出し続けてゐる民間大手組合御用幹部にとって、次の攻撃は彼らの運動的・組織的基盤をもぎ取られることしか意味しないが、生身の労働者にとってこの労働者間の危機を階級的反撃に転化していく好機となり得る。これらの資本の新らたな攻撃は、現在通は經營危機を乗り切るために採算の合わない末端事業所の改「善」策として新らたに「地域日通」を設立し、当該不採算店舗の業務と労働者をプロパンガス、石油、輸送サービス等の多角經營の新会社に移行し、勤務替えを通じた首切りと賃金合理化の計画を打ち出し

ストラ奪還斗争をめぐる情勢

今秋期斗争のもう一つの大きな課題として現在ストラ斗争がその重要な段階に突入してゐる。本紙を読者諸君が手にする頃には「ストラ斗争」の結論はすでに判明してゐると思われるが、公共企業体等関係閣僚協専門委員懇談会（以下閣僚協専門懇と略す）の委員、岩井章氏をして「既に結着はつた、後は勝ち方の問題だ」と言わしめている様に、「ストラ付与」を前提とした規制措置をめぐる攻防が種々の臆測をはらみながらしづつに展開してゐる。しかし（閣僚協専門懇への公労協意見書）とくら様に総評・民間指導部は、七四春斗五項目合意で関係閣僚協が設置されて以降、「ストラの無条件、既自奪還」のスローガンを実質的に下し、ストラ権実力奪還の職場斗争を压迫、凍結し、閣僚協の結論を唯一の足がかりとして今日迄きてゐる。七四春斗＝公政審最終回答をめぐつて下部労働者大衆のつき上げに四苦八苦した民間指導部は、閣僚協の結論を法制化（公労法の撤回と労調法の適用）するとくら国会内取り引きへと斗争を收約せんと狙ひ、三・三七「凍結」密約と首相三木の「ストラ凍結」の公労法の撤回と労調法の適用するところをめぐつて下部労働者大衆のつき上げに四苦八苦した民間指導部は、閣僚協の結論を法制化（公労法の撤回と労調法の適用）するとくら国会内取り引きへと斗争を足場に、何んとか「条件つき付与」にすがりつこうと必至になつてゐる。

現在、社会党、総評・民間が、①ストラ付与を明記すること、②付与の時期を明記すること、③それ迄は処分を凍結すること等を軸に政府交渉に当らうとしていることを見ても判る通り、下部主導型と言はれた73春斗に於ける公制審最終答申以降のストラ権実力奪還斗争の内実を全く放棄し、ストラ付与に伴う「調整原理」を以降の条件改善斗争の内容へとおとしめてしまつてゐる。そして、政府・ブルジョア

アジーも「分断論」「条件付与論」「現状維持論」等のアドバルーンを上げ、マスコミ操作をしながら自民党内タカ派の指頭の中で、現状維持の世論操作をおこなつてゐる。国鉄当局は、一〇月一六日の全国総務部長会議でスト権付与に当つて次の様な「規制条件」を内示した。(1)争議行為の目的は団体交渉で解決できるもの。(2)当局にロックアウト権を認める。(3)規制措置は、(ア)調停措置(イ)スト投票の公正維持(ハ)争議行為の予告(ニ)保安要員確保(ハ)緊急調整(カ)強制仲裁(ク)規制違反に対し刑事罰の設置等。以上をみても判る様に「調整原理」は、現状以上の労働者階級の分断、弾圧の強化をしくものあり、官公労労働者の二七年間の斗いを水泡化させる反階級的シロモノである。

スト権奪還斗争の歴史的位置と意義

我々は、今のスト権奪還斗争の結着こそ、一九四七・二・一スト二〇一号によつてストライキ権が法律上奪い去られ、以降の官公労働者の二七年間に及ぶ苦しい斗いの階級的決着であること。そしてこのストライキ権のはく奪、団結権、団交権の制約こそ敗戦直後、急速に組織化された日本労働組合の中でも最も早く組織化が進み、労働運動全体の引力としてあつた官公労労働者の戦斗力を解体しに止まらず、日本労働運動の全体的後退をもたらした現実。その結果、国鉄、郵政、電々などいわば社会の動脈をなす官公労部門の労働者の斗いが、時間外職場集会から、その時間内食い込み、処分対象とならない二九分ストから一時間スト、二時間、半日、一日ストライキへと争議手段を拡大するためには二〇余年の歳月を要し、その間、あらゆる方法での労働者の抑圧一搾取は強化され、低賃金、合理化一労働強化の下に放置され、職制支配の真っ只中に攻撃され続けてきた現実を考えるならば、三年間に渡つて出し続けてきた総評民同指導部の「空手形」の代償としてなんであれ「スト権付与」のみを至上命令とした国会内取り引きと、不本意な「幕引き」を許す訳には絶対にいかない。六〇年代中期からのマル生攻撃を、七〇年初頭、職場斗争を基礎に粉碎し、スト権奪還斗争の大衆的、階級的素地を形成してきた下部労働者大衆の斗いを、政府、ブルジョアジー、当局側の階級調和、労使協調路線下に於ける「条件付与」として妥結するならば、オ二の政令二〇一号として公労法の改「正」が意義を持ち始め労働者階級の彈圧立法としてその効果を十二分に發揮するであろう。

我々は「スト権問題」が単に諸権利の一つの獲得の問題だとか、法律上の問題だとかは考えない。政治的要求を掲げて官公労働者が無期限ストに決起するならば、官公労にスト権が有るか無いかは問題外であり、法律でスト権がどう規制されているかに拘らず、階級的、政治的課題で現実にストライキが打てるかどうかに問題の根源があり、一一月二六日からの一〇日間ストライキこそ、労働者階級の階級的団結の質が試されてゐるのである。我々はそのスト権実力奪還ストライキをめぐる位置付けと内実こそを問題にする。これら斗いが、労働者の諸権利、階級的利益を防衛し、拡大できるかにその本質があり、階級対立の反映として階級社会の根底を暴露する大衆的に明らかにしなければならないことは、ストライキこそが労働者階級が資本家と対決する普遍的な武器であり、労働者階級の賃金奴隸制＝資本家への経済的従属からの解放に向けた斗いの武器に転化するといふことである。すなわち、賃金などの経済斗争の場合と同様、政治斗争に於ける有効な武器であり、帝国主義権力の政治反動に対するブルジョアジーの基調を基礎に「迷惑論」「条件付与」という二つのブルジョアジーの基調を基礎に「迷惑論」「条件付与」こそが労働運動の真価を問う階級的課題の根本をなしているのである。

それ故、我々は「スト権問題について現行のままで改正の気はない」というブルジョアジーの基調を基礎に「迷惑論」「条件付与

論」「分断論」等種々のマスコミ操作で切り抜けてきた支配者階級の論理の全てを粉碎し、又、ILO勧告を無視し続け、公制審査会で「現業」－「非現業」の分離でオーフの歯止めをかけ、さらに閣僚協専門委の最終結論を前にしたブルジョアジーの大攻勢といふ並々ならぬ決意こそ、スト権奪還斗争の現階級戦勢、階級対立の反映であり、労働者階級はこの二〇余年間の階級的決算としてスト権実力奪還を斗い取らねばならない。そして、三公社五現業の一部に、それを予告、緊急調整、ロックアウト、中止命令等の厳しい制約の下での部分的スト権の承認を獲得することでこと足りりとする総評民同指導部の逃亡劇を決して許すことなく、官公労働者のスト権の無条件全面回復、労働基本権確立に向けた斗いを今秋斗の中で実力奪還していくかねばならない。

そして、労働者階級は今こそ、スト権を防衛の武器から、自らの解放に向けた攻撃の武器へ転化していくかねばならない。

